

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきり記入する。
 (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) **住所** **必ず**住所の**郵便番号を郵便番号欄に記入**する。
 (2) **氏名** 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改正した戸籍上の氏名を記入し「(10)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。
 (5) **薬剤師名簿登録番号** 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合

→

第 0 0 0 1 2 3 号

- (6) **薬剤師名簿登録年月日** 薬剤師免許証を再交付された場合には、「**再交付年月日**」を記入しないよう特に注意する。
 (7) **主に従事している施設及び業務の種類別** 複数の業務に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票**1枚**を提出する。

薬局	1 開設者又は法人の代表者 2 勤務者	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者 法人の代表者を除く薬局の勤務者
病院・診療所	3 調剤 4 検査 5 その他	病院又は診療所において、調剤、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報（D.I）業務等、調剤に関連した業務に従事している者 病院又は診療所において、臨床検査又は衛生検査の業務に従事している者 病院又は診療所において、調剤又は検査以外の業務に従事している者
大学	6 勤務者（研究・教育） 7 天学院生又は研究生	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等） 大学において、上記6以外の天学院生、又は研究生
医薬品関係	8 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 9 医薬品販売業（薬種商を含む。）	製薬会社（その研究所を含む。）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者 医薬品の店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商等に従事している者
上の施設以外	10 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	11 その他の業務の従事者 12 無職の者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等 1～10 に含まれない業務に従事している者 職業に従事していない者、休業中、病気療養中等

- (8) **従事先の名称** } 「(7) 主に従事している施設及び業務の種類別」欄で1～11に該当する者は、**必ず**記入する。
 (9) **従事先の所在地** } **必ず**所在地の**郵便番号を郵便番号欄に記入**する。
 (10) **備考** 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。
 医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「医師免許併有」等）、**併有している届出票についても提出**する。

3. 提出方法

原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。
 ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられています。

参考：平成20年12月31日現在の届出薬剤師数は、下記のとおりとなっています。
 総数 267,751人（薬局に従事している者 135,716人、病院・診療所に従事している者 50,336人、医薬品関係企業の従事者 47,643人、その他の者 34,056人）